

扶養親族である子（16歳以上19歳未満）に関する申立書

- 私（申請者）、配偶者、世帯主がそれぞれ扶養親族として申告している子のうち、前年12月末日において満16歳以上19歳未満であった者について以下のとおり申し立てます。

扶養親族である子			区 分
1	フリガナ		1 申請者 2 配偶者 3 世帯主
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	
2	フリガナ		1 申請者 2 配偶者 3 世帯主
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	
3	フリガナ		1 申請者 2 配偶者 3 世帯主
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	
4	フリガナ		1 申請者 2 配偶者 3 世帯主
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	
5	フリガナ		1 申請者 2 配偶者 3 世帯主
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	

※ 「区分欄」には、「1 申請者本人の扶養親族」「2 配偶者の扶養親族」「3 世帯主の扶養親族」のうち、該当する番号すべてに「○」をご記入ください。

上記の記載内容は、所得税、地方税における申告内容と相違ありません。

氏 名

印

(注意事項)

- この申立書は、国民年金保険料免除のうち、「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」または「学生納付特例」を申請する方について、申請者、配偶者、世帯主のいずれかの方が、前年の12月31日現在(※)で満16歳以上19歳未満の子を扶養していた場合にご記入いただくものです。

(※) 申請日が1月から6月の場合は前々年の12月31日現在。また、7月に前年度に係る申請をする場合も前々年の12月31日現在。

- 記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。
- この申立書の内容が所得税、地方税における申告内容と異なる場合には、国民年金保険料の免除または学生納付特例の承認が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

扶養親族である子（16歳以上19歳未満）に関する申立書

- 私（受給権者）が扶養親族として申告している子のうち、前年12月末日において満16歳以上19歳未満であった者について以下のとおり申し立てます。

扶養親族である子			備 考
1	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	
2	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	
3	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	
4	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	
5	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	平成 年 月 日	

上記の記載内容は、所得税、地方税における申告内容と相違ありません。

氏 名

印

(注意事項)

- この申立書は、「国民年金障害基礎年金遺族基礎年金所得状況届」「国民年金老齢福祉年金所得状況届」「特別障害給付金所得状況届」を届出する方について、受給権者の方が、前年の12月31日現在(※)で満16歳以上19歳未満の子を扶養していた場合にご記入いただくものです。

(※) 申請日が1月から6月の場合は前々年の12月31日現在。また、7月に前年度に係る申請をする場合も前々年の12月31日現在。

- 記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。
- この申立書の内容が所得税、地方税における申告内容と異なる場合には、基礎年金等の支給が停止される場合がありますので、ご注意ください。